

奈良国立博物館文化財保存修理所等の使用に関する公募

1. 公募に付する事項

- (1) 事業名 奈良国立博物館文化財保存修理所等の使用 彫刻室等 376㎡
- (2) 事業内容 奈良国立博物館（以下「当館」という。）の文化財保存修理所の施設内で、彫刻分野の文化財の修理、模写又は模造を行うものとし、文化財の保存及び修理等に支障のない限り、当館の行う調査研究及び陳列に協力するものとする。

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 分任契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 特殊な技術等の要件

- (1) 令和5年度・令和6年度に、彫刻分野の国宝・重要文化財及び国・独立行政法人国立文化財機構が所蔵する文化財（以下総称して「国宝等」という。）の修理実績を各年度5件以上有すること。
- (2) 国の認定を受けた保存技術団体に属する者若しくは当該団体が定める一定の資格を有する者又は上記(1)の修理実績において修理作業に従事した者が、合計10人以上在籍していること。
- (3) 令和7年度以降に、彫刻分野の国宝等の修理計画を5件以上有すること。

4. 公募の条件を満たす旨の意思表示

本公募の条件を満たしており応募を希望する者（以下「応募者」という。）は、令和7年3月27日（木）17時00分までに、下記連絡先のEメールアドレス宛に件名を「奈良国立博物館文化財保存修理所等の使用 彫刻室等応募（会社名等）」としたメールを送信し、応募の意思表示を行うこと。

【連絡先】所在地：〒630-8213 奈良市登大路町50

機関名：独立行政法人国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課財務係

電話番号：0742-22-7772

Eメール：kaikei_narahaku@nich.go.jp

5. 使用を予定する者

公募の結果、応募者がなければ、当館は下記の者に使用を許可するものとする。

使用予定者	使用予定期間
公益財団法人美術院	令和7年4月1日～令和10年3月31日

令和7年3月7日

独立行政法人国立文化財機構

奈良国立博物館 分任契約担当役

副館長 城田 由二